

# 身体障害者手帳交付申請（新規）について

## 提出書類

### ①身体障害者手帳交付申請書

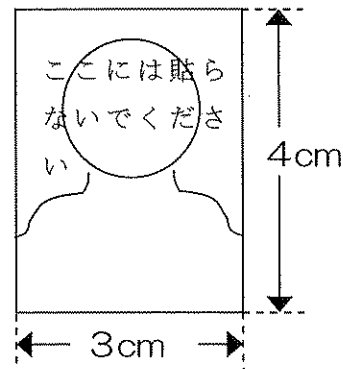
- ・申請者は障害者本人です。ただし、15歳未満の児童については、申請者は保護者となります。
- ※ 診断書・写真2枚・印鑑を持参していただければ、氏名・住所・生年月日が印字された申請書を来庁時に印刷いたします。事前に申請書が必要な場合は、白紙の申請書をお渡ししますので、必要事項を全て記入していただくことになります。

### ②身体障害者診断書・意見書

- ・障害の種類（診断する部位）によって、様式が異なります。詳しくは、窓口でご確認ください。
- ・診断書は、身体障害者福祉法により都道府県で指定された医師が作成したものしか受理できません。診断する前に、担当医が指定医となっているかご確認ください。

### ③写真 2枚（同一のもの）

- ・身体障害者手帳に貼付する写真が必要となります。（もう1枚は市の台帳に貼付します。）
- ・写真は、横の図のように脱帽、上半身を写したものを用意してください。
- ・サイズは縦4cm・横3cmです。
- ・裏面に、住所、氏名を記入してください。
- ・白黒写真可能



### ④（マイナンバー）個人番号カード、又は通知カード及び身元確認書類（運転免許証等）

上記の書類が揃いましたら、社会福祉課または市民課、朝夷行政センター、各地域センターへ提出してください。

## 留意事項

- ▷ 身体障害者手帳は、申請から交付まで1～2ヶ月程度かかります。  
また、診断書の内容によっては、それ以上かかることがありますのでご了承願います。
- ▷ 身体障害者手帳は、15条指定医が作成した診断書のもと、県が審査会にて等級を決定しますので、申請する際は指定医にご相談下さいようお願いいたします。
- ▷ 手帳の交付は、希望窓口（三芳・富浦・千倉の3箇所のいずれか）から交付します。申請時に希望窓口をお伝えください。
- ▷ 手帳交付の際に、受領印が必要となりますので印鑑をご用意ください。
- ▷ 手帳は次の事由が発生したときは返還していただきます。詳しくは窓口でご確認ください。
  1. 手帳の再交付を受けた場合
  2. 手帳所持者が死亡した場合

問合せ先：南房総市保健福祉部社会福祉課

TEL 0470-36-1151

FAX 0470-36-1133

# 身体障害者手帳交付申請書

平成 年 月 日

本籍地

居住地

職業

教育※

(フリガナ)

氏名

印

生年月日

年 月 日生

個人番号

電話番号

15歳未満の児童

教育 ※

(フリガナ)

氏名

生年月日

年 月 日生

個人番号

千葉県知事 様

私は身体障害者福祉法第15条の規定により、身体障害者手帳を交付願いたく関係書類を添えて申請します。

(備考)

- 1 身体障害のある15歳未満の児童については、手帳の交付は保護者が代わって申請することになっている。この場合には、児童の氏名、生年月日及び個人番号を口欄に記入することとし、保護者の個人番号は記入する必要がないこと。
- 2 ※欄は18歳未満の児童についてのみ記入すること。
- 3 氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかとすること。